

変更案	現行
安曇野市土地利用基本計画 (案) 令和 8 年〇月 (目次等のページは掲載省略)	安曇野市土地利用基本計画 令和 5 年 1 月 (目次等のページは掲載省略)

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
はじめに 1 計画の目的 （略） 2 計画対象範囲 （略） 3 計画の変更 本計画は、条例第11条第1項に定めるとおり、都市計画法（昭和43年法律第100号。<u>以下「法」という。</u>）第6条第1項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果等に基づき、土地利用に関する現況及び推移を勘案して、変更する必要があるときは、速やかに変更するものとする。	はじめに 1 計画の目的 （略） 2 計画対象範囲 （略） 3 計画の変更 本計画は、条例第 11 条第 1 項に定めるとおり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果等に基づき、土地利用に関する現況及び推移を勘案して、変更する必要があるときは、速やかに変更するものとする。
単語の定義 ※掲載箇所変更（変更前：計画末尾 変更後：計画冒頭） <u>本計画において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。また、その他本計画で使用する用語は、条例、安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則（平成 22 年安曇野市規則第 36 号）並びに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、法において使用する用語の例による。</u> <u>1 建築開発</u> 開発事業のうち、次のいずれかに該当するもの。 <u>(1) 法第 4 条第 12 号に規定する開発行為に該当する事業</u> <u>(2) 建築物を建築又はこれに付随する工作物を建設する事業</u> <u>2 準用途地域</u> 条例附則第 5 条に基づいて定める都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域（用途地域）に準じた地域。 <u>3 道路</u> ※第 11 項から移動 <u>建築基準法第 42 条の規定による既存の道路。</u> <u>4 農家住宅</u> 農家（農林業センサス規則(昭和 44 年農林省令第 39 号)第 2 条第 3 項に規定する農家であって、市内の農地を所有する者）が、自己の居住の用に供するための住宅。 <u>5 分家住宅</u> 次の要件(1)、(2)をすべて満たしているもの又は(3)に該当するもの。 (1) 条例の施行日前から引き続き市内に生活の本拠を有する世帯の構成員（以下「生活の本拠を有する者」という。）の親族（2親等内の血族に限る。）が自己の居住用に供するため、新たに必要とする住宅の建築を目的として行う開発事業であること。 (2) 当該建築物を建築する土地が、生活の本拠を有する者が条例の施行日前から所有（借地権等を含む。）する土地（条例の施行日以後に相続又は贈与によりその地位を承継した土地を含む。）であること。 (3) (1)、(2)の各要件を踏まえて、分家住宅に相当すると認められるもの。 <u>6 併用住宅</u> <u>戸建住宅のうち業務の用に供する部分を兼ねるものであって、兼用住宅以外のもの。</u>	注釈 用語の定義等 本計画で注釈のある用語の定義は、次の各項に定めるところによる。その他本計画で使用する用語は、条例、<u>安曇野市景観条例（平成 22 年安曇野市条例第 29 号）、都市計画法、建築基準法及び景観法（平成 16 年法律第 110 号）</u>において使用する用語の例による。 <u>1 準用途地域</u> 条例附則第 5 条に基づいて定める都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域（用途地域）に準じた地域。 <u>2 農家住宅</u> 農家（農林業センサス規則(昭和 44 年農林省令第 39 号)第 2 条第 3 項に規定する農家であって、市内の農地を所有する者）が、自己の居住の用に供するための住宅。 <u>3 分家住宅</u> 次の要件 (1)、(2) をすべて満たしているもの又は(3)に該当するもの。 (1) 条例の施行日前から引き続き市内に生活の本拠を有する世帯の構成員（以下、「生活の本拠を有する者」という。）の親族（2親等内の血族に限る。）が自己の居住用に供するため、新たに必要とする住宅の建築を目的として行う開発事業であること。 (2) 当該建築物を建築する土地が、生活の本拠を有する者が条例の施行日前から所有（借地権等を含む。）する土地（条例の施行日以後に相続又は贈与によりその地位を承継した土地を含む。）であること。 (3) (1)、(2)の各要件を踏まえて、分家住宅に相当すると認められるもの。 <u>4 各種学校・塾等</u> <u>地域住民等を対象とする教育的施設であること。</u> <u>5 幼稚園、小学校及び中学校</u> <u>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定されているもの。</u>

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
	<u>6-1 保育所等</u> 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に基づく保育所、同法第 6 条の 3 第 7 項に規定されている認定こども園、同条第 9 項から第 12 項に規定されている事業を目的とする施設及び同法第 59 条の 2 に基づく届出により設置する施設。 <u>6-2 児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設</u> 児童福祉法第 40 条に規定されている施設及び同法第 6 条の 3 第 2 に規定されている事業を目的とする施設に規定されているもの。 <u>7 診療所</u> 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定されているもの。 <u>8 老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設</u> 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に規定されているもの。 <u>9-1 地区集会所等</u> 地区集会所、公民館等で準公益的な施設。 <u>9-2 障害福祉サービス等に供する施設</u> 次の各号に掲げる施設をいう。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。)第 5 条第 1 項に規定されている障害福祉サービス（同条第 6 項に規定されている療養介護、同条第 10 項に規定されている施設入所支援を除く。）を行う事業に供する施設 (2) 障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定されている相談支援を行う事業に供する施設 (3) 障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定されている移動支援事業に供する施設 (4) 障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定されている地域活動支援センター (5) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定されている障害児通所支援事業に供する施設 (6) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定されている障害児相談支援事業に供する施設 <u>9-3 地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に供する施設</u> 次の各号に掲げる施設をいう。 (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 14 項に規定されている地域密着型サービス事業（同条第 22 項に規定されている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業を除く。）に供する施設 (2) 介護保険法第 8 条の 2 第 12 項に規定されている地域密着型介護予防サービス事業に供する施設 (3) 安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成 29 年安曇野市告示第 151 号)第 4 条（1）イ（イ）に規定されている通所型サービス A を行う事業に供する施設
<u>7 基本集落</u> <u>田園環境区域のうち</u>、平成 22 年 4 月 1 日時点の土地利用において、宅地が互いに連続し合い、概ね 10 戸以上集まっている範囲。なお、<u>本項において</u>次の各号に掲げる<u>用語の意義は</u>、当該各号に定める内容に照らして<u>判断するものとする</u>。 (1) 1 戸 ア 1 世帯(事業者)の所有する住宅その他これに類する建物が立地する敷地のまとまり（センゼ畑(自家用菜園)など当該住宅に付属する概ね 1,000 m²以下の土地を含み、かつ産業集積地を除く。）をいう。 イ 1 戸が一定規模以上の大きさになる場合は、当該基本集落全体の大きさを勘案して、部分的に基本	10 基本集落等 <u>「基本集落」とは</u>、平成 22 年 4 月 1 日時点の土地利用において、宅地が互いに連続し合い、概ね 10 戸以上集まっている範囲で、<u>「基本集落等」には、基本集落の他、拠点市街区域、準拠点市街区域又は田園居住区域が含まれる</u>。 なお、<u>基本集落の定義の中で</u>、次の各号に掲げる<u>事項については</u>当該各号の規定に即して<u>解釈する</u>。 (1) 1 戸 ア 1 世帯(事業者)の所有する住宅その他これに類する建物が立地する敷地のまとまり（センゼ畑(自家用菜園)など当該住宅に付属する概ね 1,000 m²以下の土地を含み、かつ産業集積地を除く。）をいう。 イ 1 戸が一定規模以上の大きさになる場合は、当該基本集落全体の大きさを勘案して、部分的に基本

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
集落から除外するものとする。 (2) 連続 ア 1戸の範囲の境界を隣同士が共有する部分を有する場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。 イ 宅地が斜向かいの場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。 ウ 高速自動車国道等の高規格幹線道路、4車線規格の道路、鉄道、一定の幅員以上の河川などが宅地間を分断する場合は、連続性がないものとする。 8 基本集落等 <u>拠点市街区域、準拠点市街区域、田園居住区域及び基本集落をいう。</u> 9 3辺接続 (1) <u>敷地が矩形の場合にあっては、以下の要件を全て満たしていること。</u> ア <u>当該敷地の外周4辺のうち3辺以上が基本集落等又は道路に接している※¹ こと。</u> イ <u>当該敷地の外周の接している辺のうち2辺以上が基本集落等に接している※² こと。</u> ウ <u>建築基準法第43条の規定に適合していること。</u> (2) <u>敷地が矩形でない場合は、以下の要件を全て満たしていること。</u> ア <u>当該敷地の外周全長の概ね3/4以上が基本集落等及び道路に接していること。</u> イ <u>当該敷地の外周全長の概ね5割以上が基本集落等に接していること。</u> ウ <u>建築基準法第43条の規定に適合していること。</u> ※1 <u>1辺の長さの8割以上が基本集落等又は道路に接している場合、当該辺は接しているものとして扱う。</u> ※2 <u>1辺の長さの8割以上が基本集落等に接している場合、当該辺は基本集落等に接しているものとして扱う。</u> 10 産業集積地 次の各号に掲げる産業団地、工場団地又は工業団地並びに区域をいう。 (1) 青木花見・島新田産業団地※ (2) 明科工場団地 (3) 烏川工業団地 (4) 三田工業団地 (5) あづみ野産業団地※ (6) 黒沢工業団地 ※ <u>当該団地に隣接する土地のうち、建築基準法第52条第1項第8号に基づき長野県が「工業団地区域」の指定をした区域を含む。</u> 11 既存工場敷地 <u>平成23年4月1日時点で、工場、事業所等の用に供されていた土地をいう。</u>	集落から除外するものとする。 (2) 宅地の連続性 ア 1戸の範囲の境界を隣同士が共有する部分を有する場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。 イ 宅地が斜向かいの場合は、当該宅地が互いに連続し合うものとする。 ウ 高速自動車国道等の高規格幹線道路、4車線規格の道路、鉄道、一定の幅員以上の河川などが宅地間を分断する場合は、連続性がないものとする。 11 道路 ※第3項へ移動 <u>建築基準法第42条の規定による既存の道路。</u> 12 接続 敷地が矩形の場合は、当該敷地の外周4辺のうち3辺以上が基本集落等又は道路（前項に規定する道路をいう。以下本項において同じ。）に接し（1辺のうち、その辺の長さの8割以上が接している場合は、1辺が接しているものとみなす。以下本文において同じ。）、かつ、その接している辺のうち2辺以上が基本集落等に接し、かつ、建築基準法第43条の規定に適合していることをいう。 <u>敷地が矩形でない場合は、当該敷地の外周全長の概ね3/4以上が基本集落等及び道路に接し、かつ、当該敷地の外周全長の概ね5割以上が基本集落等に接し、かつ、建築基準法第43条の規定に適合していること。</u> 13 産業集積地 次の各号に掲げる産業団地、工場団地又は工業団地並びに区域をいう。 (1) 青木花見・島新田産業団地 (2) 明科工場団地 (3) 烏川工業団地 (4) 三田工業団地 (5) あづみ野産業団地 <u>（北地区及び周辺土地（※1）を含む）</u> (6) 黒沢工業団地 ※1 <u>あづみ野産業団地に隣接する土地のうち、工業系用途の施設が集積した区域として、長野県が建築基準法第52条第1項第8号に基づき容積率を200%に定めた区域。</u> 14 博物館 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)に規定されているもの。</u> 15 宿泊施設 <u>旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定されている営業を行う施設。</u>

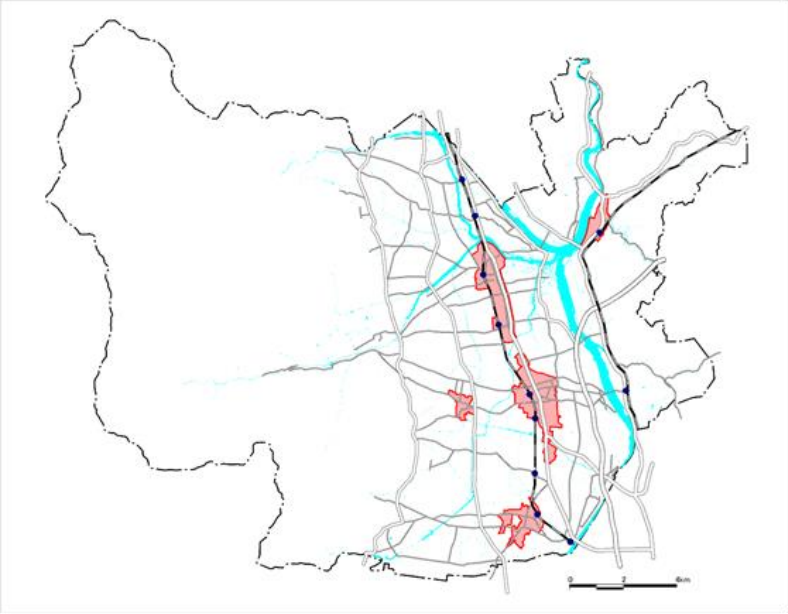
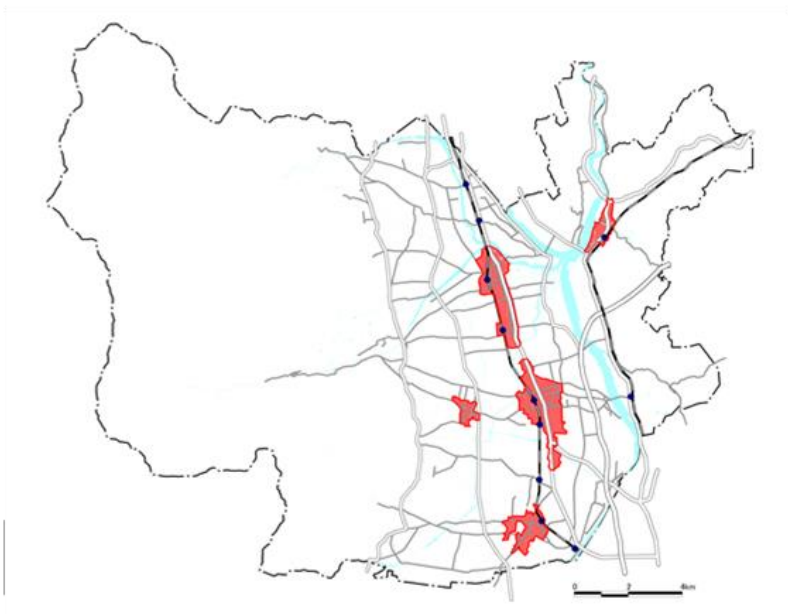
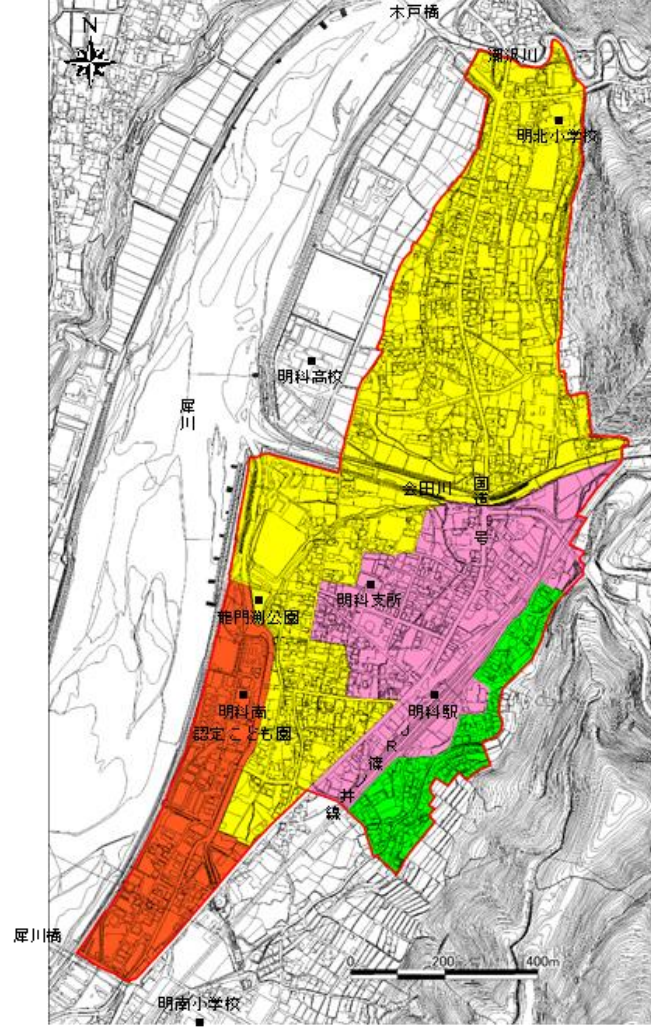
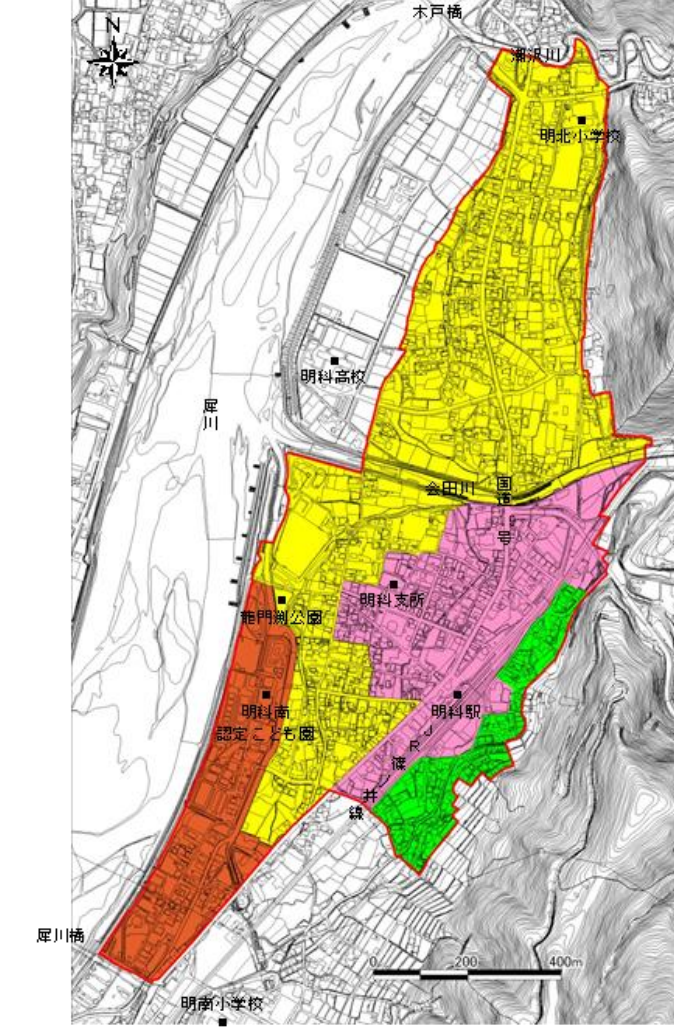
新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案					現行				
I 市の土地利用の基本となる方針 (略)					I 市の土地利用の基本となる方針 (略)				
II 適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域 (略)					II 適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる区域 (略)				
基本区域総括表					基本区域総括表				
基本区域	地 区	面積(ha)	指定・変更年月日	備 考	基本区域	地 区	面積(ha)	指定・変更年月日	備 考
拠点市街区域	豊科拠点地区	332.5	2011 年 4 月 1 日	用途地域	拠点市街区域	豊科拠点地区	332.5	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
	穂高拠点地区	293.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域		穂高拠点地区	293.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
	三郷拠点地区	141.0	2011 年 4 月 1 日	準用途地域		三郷拠点地区	141.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されていない。
	堀金拠点地区	54.5	2011 年 4 月 1 日	準用途地域		堀金拠点地区	54.5	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されていない。
	明科拠点地区	88.8	2011 年 4 月 1 日 2025 年 4 月 1 日面積変更	準用途地域		明科拠点地区	88.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されていない。
準拠点市街区域	田沢・光地区	55.2	2011 年 4 月 1 日	用途地域	準拠点市街区域	田沢・光地区	55.2	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
	安曇野 I. C. 地区	58.7	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日地区名変更	用途地域		安曇野 I. C. 地区	58.7	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日地区名変更	用途地域が指定されている。
	たつみ原地区	52.6	2011 年 4 月 1 日	用途地域		たつみ原地区	52.6	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
	穂高烏川地区	17.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域		穂高烏川地区	17.0	2011 年 4 月 1 日	用途地域が指定されている。
田園居住区域	柏原地区	38.2	2011 年 4 月 1 日		田園居住区域	柏原地区	38.2	2011 年 4 月 1 日	
	下堀地区	70.4	2011 年 4 月 1 日			下堀地区	70.4	2011 年 4 月 1 日	
	中萱・上烏羽・下烏羽・真々部地区	45.4	2011 年 4 月 1 日			中萱・上烏羽・下烏羽・真々部地区	45.4	2011 年 4 月 1 日	
	上長尾・下長尾・二木地区	61.5	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日面積変更			上長尾・下長尾・二木地区	61.5	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日面積変更	
田園環境区域		11,085.1	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日面積変更 2025 年 4 月 1 日面積変更		田園環境区域		11,085.9	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日面積変更	
山麓保養区域		1,331.0	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日面積変更		山麓保養区域		1,331.0	2011 年 4 月 1 日 2016 年 7 月 1 日面積変更	
森林環境区域		19,453.1	2011 年 4 月 1 日		森林環境区域		19,453.1	2011 年 4 月 1 日	
合計（行政区域）		33,178.0			合計（行政区域）		33,178.0		
(略)					(略)				

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

[illegible]

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
拠点市街区域の範囲  ※拠点市街区域の各拠点地区の詳細な範囲については、9 ページから 11 ページの図をそれぞれ参照のこと。	拠点市街区域の範囲  ※拠点市街区域の各拠点地区の詳細な範囲については、9 ページから 11 ページの図をそれぞれ参照のこと。
明科拠点地区 	明科拠点地区 

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
2 準拠点市街区域 (1) <u>建築開発又は建築物の用途を変更するもので、建築基準法その他用途地域内の建築物に係る制限の規定に適合しているもの</u> (2) <u>駐車場又は駐輪場（建築物等の建築を伴わないものに限る）で、敷地面積が 3,000 ㎡以下のもの</u> (3) <u>洗車場、資材等保管施設その他これらに類するもので、次の要件ア、イをすべて満たしているもの</u> <u>ア 法第 9 条第 1 項から第 4 項及び同条第 8 項に定める用途地域の区域内でないこと</u> <u>イ 敷地面積が 1,000 ㎡以下であること</u> (4) <u>太陽光発電施設その他これに類するもので、次の要件ア、イをすべて満たしているもの</u> <u>ア 法第 9 条第 1 項から第 4 項及び同条第 8 項に定める用途地域の区域内でないこと</u> <u>イ 敷地面積が 200 ㎡以下であること</u> (5) <u>鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これに類するもので、高さが 20m 以下のもの</u>	2 準拠点市街区域 (1) <u>都市計画法上の開発行為に該当し、かつ、建築基準法その他用途地域内の建築物に係る制限の規定に適合しているもの</u> (2) <u>駐車場、駐輪場、洗車場、資材等保管施設、太陽光発電施設</u>その他これらに類する施設で、<u>敷地面積が 1,000 ㎡以下のもの</u> (3) <u>鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これに類するもので、高さが 20m 以下のもの</u>
3 田園居住区域 (1) 住宅 ア 農家住宅又は分家住宅で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 12m以下であること。 イ 農家住宅又は分家住宅以外の<u>専用住宅</u>で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの（条例の施行日前に、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条の規定による許可（<u>農林漁業の用に供する建築物等の建築を目的とした許可、建築物の建築を伴わない農地の転用を目的とした許可及び一時的な農地の転用を目的とした許可を除く</u>）を受けた土地で、<u>当該土地の全部を一の敷地として使用する場合</u>にあっては、（イ）、(ウ)をすべて満たしているもの） (ア) 1 戸当りの敷地面積が概ね 250 ㎡以上であること。 (イ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (ウ) 建築物の高さが 12m以下であること。 ウ <u>業務の用に供する部分を兼ねるもの（兼用住宅又は併用住宅）で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの</u> <u>(ア) 新築の場合にあっては、ア又はイの要件を満たしていること。</u> <u>(イ) 予定建築物が兼用住宅の場合にあっては、当該部分の用途が(2)ア、(3)ア若しくは(4)アで掲げるもの又は建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3 各号に掲げるものであること。</u> <u>(ウ) 予定建築物が併用住宅の場合にあっては、当該部分の用途が(2)ア、(3)ア又は(4)アで掲げるものであり、かつ業務に供する部分が業種ごとに定めた規模を超えないこと。</u> エ 共同住宅、長屋、寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 12m以下であること。 (2) 店舗等 <u>主として地域住民の日常生活のために必要な店舗等であって、次の要件ア～オをすべて満たしているもの</u> ア 次のいずれかの事業又は施設に該当すること。 (ア) 一般飲食業、<u>小売業（飲食料品、医薬医療品・化粧品、衣料品、種苗・生花、書籍・文房具、機械器具、農耕用品、燃料（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳、その他日用品）、銀行の支店その他これらに類するもの</u>	3 田園居住区域 (1) 住宅 ア 農家住宅^{註2}又は分家住宅^{註3}で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 12m以下であること。 イ 農家住宅又は分家住宅以外の<u>戸建住宅</u>で、次の要件(ア)～(ウ)（条例の施行日前に、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条又は第 5 条の規定により許可を受けた土地にあっては、単独の戸建住宅の建築等）に限り(イ)、(ウ))をすべて満たしているもの (ア) 1 戸当りの敷地面積が概ね 250 ㎡以上であること。 (イ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (ウ) 建築物の高さが 12m以下であること。 ウ 共同住宅、長屋、寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの (ア) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 (イ) 建築物の高さが 12m以下であること。 (2) 業務・商業施設 <u>店舗、事務所等で、次の要件ア～カをすべて満たしているもの</u> ア 次のいずれかの事業又は施設に該当していること。 (ア) 一般飲食業、<u>飲食料品小売業、医薬医療品・化粧品小売業、衣料品小売業、種苗・生花小売業、書籍・文房具小売業、機械器具小売業、農耕用品小売業、燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳小売業、自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道設備業</u> ※一部規定について、「(5) 工業・事業所等」へ移動

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
(イ) 理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、<u>損保代理店、宅地建物取引業の営業所、塾その他これらに類するもの</u> イ 敷地面積が概ね 1,000 m²以下（ア(ア)の事業に該当する場合は概ね 3,000 m²以下）であること。<u>ただし、土地の区画形質の変更を伴わない場合にあってはこの限りでない。</u> ウ 建築物の延床面積が概ね 300 m²以下（ア(ア)の事業に該当する場合は概ね 1,000 m²以下）であること。<u>ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する開発事業にあってはこの限りでない。</u> エ 建蔽率が 60％以下で、かつ、容積率が 100％以下であること。 オ 建築物の高さが 12m以下であること。	(イ) 理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、<u>たばこ・喫煙具専門小売業、情報通信業、農林漁業団体事務所、農林漁業生活改善施設、各種学校・塾等</u>^{註4} ※一部規定について、「(3) 事務所等」へ移動 イ 敷地面積が概ね 1,000 m²以下（<u>上記アの</u>(ア)の事業に該当する場合は概ね 3,000 m²以下）であること。 ウ 建築物の延床面積が概ね 300 m²以下（<u>上記アの</u>(ア)の事業に該当する場合は概ね 1,000 m²以下）であること。 エ 建蔽率が 60％以下で、かつ、容積率が 100％以下であること。 オ 建築物の高さが 12m以下であること。 <u>カ 居住部分を併用する場合は、(1)イの(ア)～(ウ)（条例の施行日前から存在する単独の戸建住宅の敷地内に限り(イ)、(ウ)）の要件すべてを満たしていること。</u> ※当該規定について、「(1) 住宅」ウ(ウ)へ移動
(3) 事務所等 <u>主として地域住民の日常生活のために必要な事務所等であって、次の要件ア～オをすべて満たしているもの</u> <u>ア 税理士事務所、建築士事務所、情報通信業、農林漁業団体事務所その他これらに類するものであること</u> <u>イ 敷地面積が概ね 1,000 m²以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない場合にあってはこの限りでない。</u> <u>ウ 建築物の延床面積が概ね 300 m²以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合にあってはこの限りでない。</u> <u>エ 建蔽率が 60％以下で、かつ、容積率が 100％以下であること。</u> <u>オ 建築物の高さが 12m以下であること。</u>	(3) 公共公益施設 公共公益施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>(ア) 教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他これらに類するもの。ただし、大学、高等専門学校、専修学校等は除く。）</u> <u>(イ) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームその他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く（特別養護老人ホームはこの限りでない）。）</u> <u>(ウ) 介護保険施設（訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設、居宅介護支援事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>(エ) 児童福祉施設（保育所、児童厚生施設、地域子育て支援拠点事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>(オ) 障がい福祉施設（放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>(カ) 医療機関（診療所その他これらに類するもの。ただし、病院を除く。）</u> <u>(キ) 準公益的施設（地区集会所、地区公民館その他これらに類するもの。）</u> イ 建蔽率が 60％以下で、かつ、容積率が 100％以下であること。 ウ 建築物の高さが 12m以下であること。
(4) 公共公益施設 公共公益施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>(ア) 教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他これらに類するもの。ただし、大学、高等専門学校、専修学校等は除く。）</u> <u>(イ) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームその他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く（特別養護老人ホームはこの限りでない）。）</u> <u>(ウ) 介護保険施設（訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設、居宅介護支援事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>(エ) 児童福祉施設（保育所、児童厚生施設、地域子育て支援拠点事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>(オ) 障がい福祉施設（放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>(カ) 医療機関（診療所その他これらに類するもの。ただし、病院を除く。）</u> <u>(キ) 準公益的施設（地区集会所、地区公民館その他これらに類するもの。）</u> イ 建蔽率が 60％以下で、かつ、容積率が 100％以下であること。 ウ 建築物の高さが 12m以下であること。	(3) 公共公益施設 公共公益施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの ア 次のいずれかの施設に該当すること。 幼稚園、小学校及び中学校^{註5}、保育所等^{註6-1}、児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設^{註6-2}、診療所^{註7}、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設^{註8}、地区集会所等^{註9-1}、障害福祉サービス等に供する施設^{註9-2}、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に供する施設^{註9-3} イ 建蔽率が 60％以下で、かつ、容積率が 100％以下であること。 ウ 建築物の高さが 12m以下であること。

変更案	現行
(5) 工場・事業所等 <u>工場・事業所等で、次に掲げるもの。</u> ア <u>地域住民の日常生活の利便性向上に寄与する工場、事業所等で、以下の要件を全て満たすもの。</u> （ア）<u>自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）、建設業、電気・ガス・熱供給・水道設備業、コインランドリーその他これらに類するものであること。</u> （イ）<u>敷地面積が概ね 3,000 ㎡以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない場合にあってはこの限りでない。</u> （ウ）<u>延床面積が 1,000 ㎡以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合にあってはこの限りでない。</u> （エ）<u>高さが 12m以下であること。</u> （オ）<u>建蔽率が 60%以下、容積率が 100%以下であること。</u> イ <u>市内または隣接自治体で産出される原料や農林水産物を使用する製造業で、以下の要件を全て満たすもの。</u> （ア）<u>食品製造業、野菜・果実缶詰製造業、精穀・製粉業、製材業その他これらに類するものであること。</u> （イ）<u>敷地面積が概ね 3,000 ㎡以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない場合にあってはこの限りでない。</u> （ウ）<u>延床面積が 1,000 ㎡以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合にあってはこの限りでない。</u> （エ）<u>高さが 12m以下であること。</u> （オ）<u>建蔽率が 60%以下、容積率が 100%以下であること。</u>	
(6) その他 ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件（ア）～（ウ）をすべて満たしているもの （ア） 高さが12m以下であること。 （イ） 敷地面積が500㎡以下であること。 （ウ） 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。 イ 太陽光発電施設<u>その他これに類するもの</u>で、敷地面積が 200 ㎡以下のもの	(4) その他 ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件（ア）～（ウ）をすべて満たしているもの （ア） 高さが12m以下であること。 （イ） 敷地面積が500㎡以下であること。 （ウ） 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。 イ 太陽光発電施設で、敷地面積が200㎡以下のもの
4 田園環境区域 (1) 住宅 ア 農家住宅又は分家住宅で、次の要件（ア）、（イ）をすべて満たしているもの （ア）建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 （イ）建築物の高さが 10m以下であること。 イ 農家住宅又は分家住宅以外の<u>専用住宅</u>で、次の要件（ア）～（オ）をすべて満たしているもの（条例の施行日前に、農地法第 4 条又は第 5 条の規定による許可（<u>農林漁業の用に供する建築物等の建築を目的とした許可、建築物の建築を伴わない農地の転用を目的とした許可及び一時的な農地の転用を目的とした許可を除く</u>）を受けた土地で、<u>当該土地の全部を一の敷地として使用する場合</u>にあっては、（ウ）、（エ）を満たしているもの） （ア） 1 戸当りの敷地面積が概ね 300 ㎡以上であること。 （イ） <u>基本集落等以外の土地</u>が開発事業面積が概ね 1,000 ㎡以下であること。 （ウ）建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 （エ）建築物の高さが 10m以下であること。 （オ） <u>開発事業地が以下のいずれかの要件に該当すること。</u> <u>a 基本集落内であること。</u> <u>b 基本集落等^{注10} 及び道路^{注11} に接続^{注12} していること。</u>	4 田園環境区域 (1) 住宅 ア 農家住宅又は分家住宅で、次の要件（ア）、（イ）をすべて満たしているもの （ア）建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 （イ）建築物の高さが 10m以下であること。 イ 農家住宅又は分家住宅以外の<u>戸建住宅</u>で、次の要件（ア）～（オ）（条例の施行日前に、農地法第 4 条又は第 5 条の規定により許可を受けた土地にあっては、単独の戸建住宅の建築等に関り（ウ）、（エ））をすべて満たしているもの （ア） 1 戸当りの敷地面積が概ね 300 ㎡以上であること。 （イ）開発事業面積が概ね 1,000 ㎡以下（基本集落内の開発事業地を除く。） （ウ）建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。 （エ）建築物の高さが 10m以下であること。 （オ）開発事業地が基本集落内にいること、又は基本集落等^{注10} 及び道路^{注11} に接続^{注12} していること。

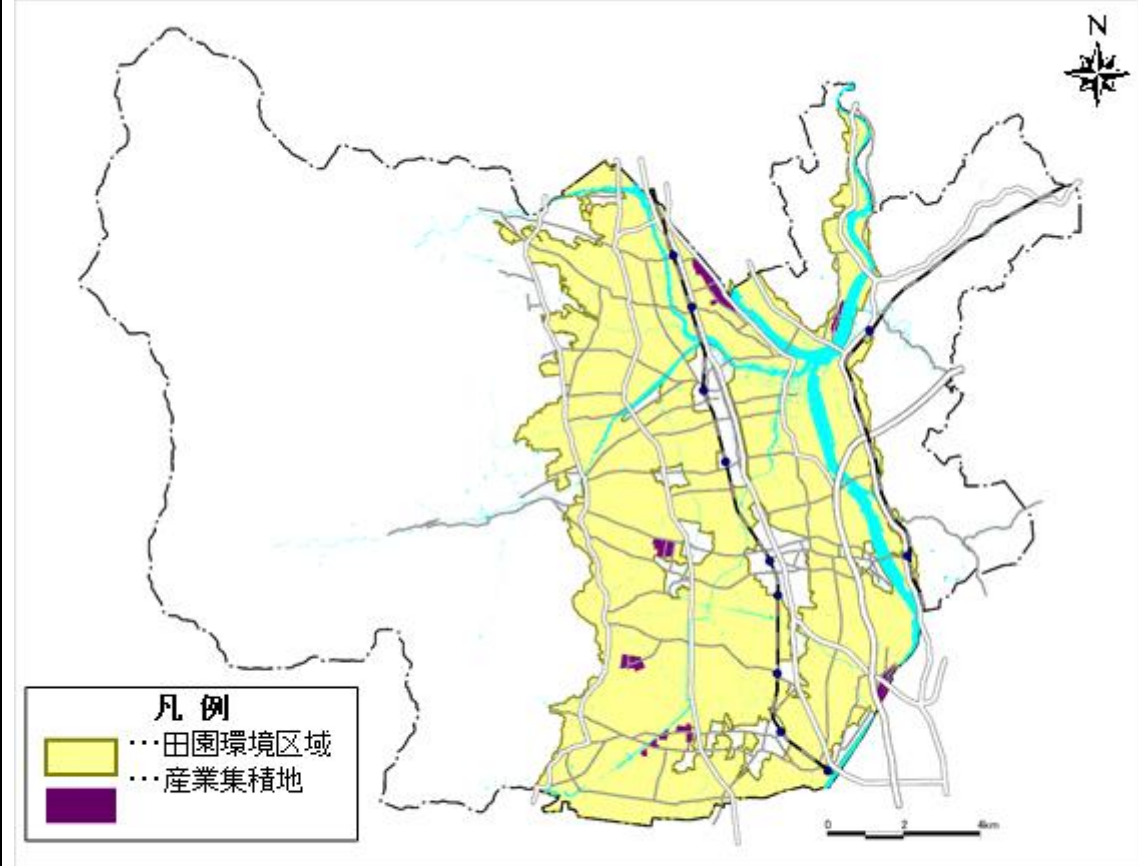
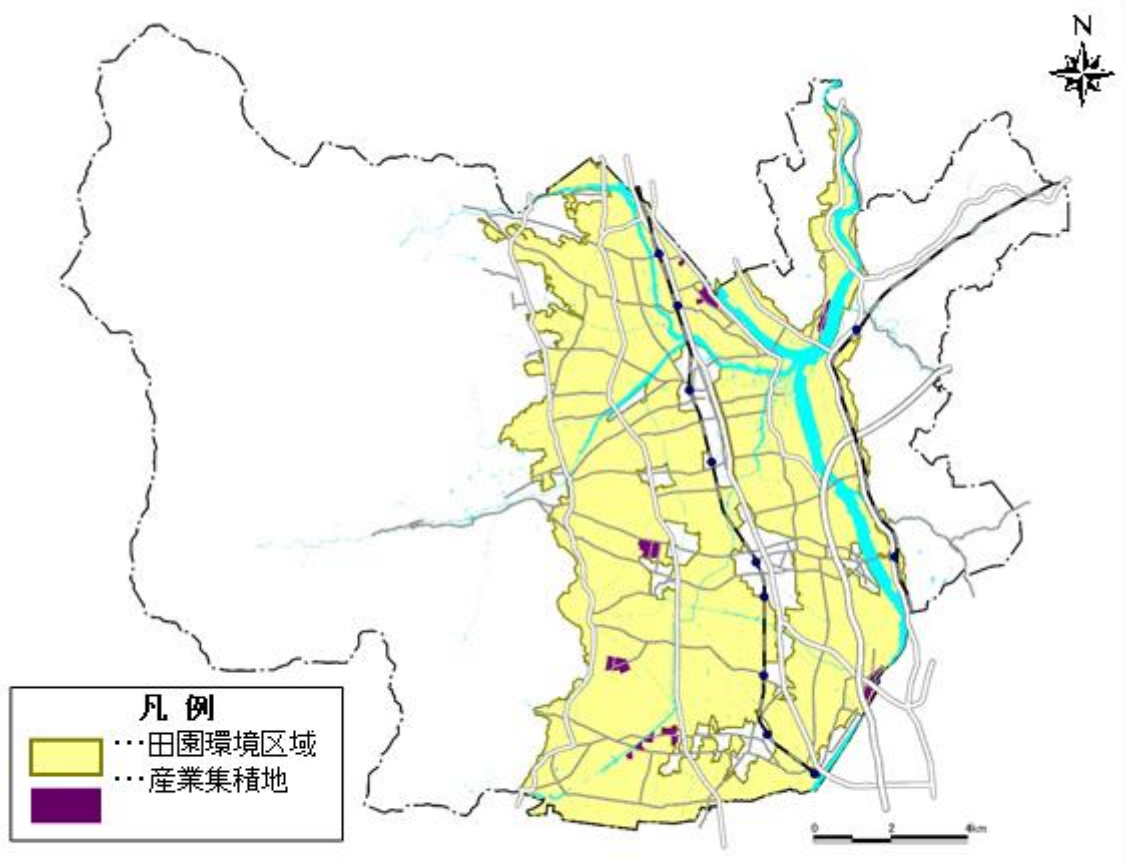
新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
<u>ウ 業務の用に供する部分を兼ねるもの（兼用住宅又は併用住宅）で、次の要件(ｱ)～(ｳ)をすべて満たしているもの</u> <u>(ｱ) 新築の場合にあっては、ア又はイの要件を満たしていること。</u> <u>(ｲ) 予定建築物が兼用住宅の場合にあっては、当該部分の用途が(2)ア、(3)アまたは(4)アで掲げるものまたは建築基準法施行令第130条の3各号に掲げるものであること。</u> <u>(ｳ) 予定建築物が併用住宅の場合にあっては、当該部分の用途が(2)ア、(3)アまたは(4)アで掲げるものであり、かつ業務に供する部分が(2)イの規模を超えないこと。</u>	
エ 寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ｱ)～(ｴ)をすべて満たしているもの (ｱ) 市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む）のものであること。 (ｲ) 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 (ｳ) 建築物の高さが10m以下であること。 <u>(エ) 通勤等に合理的な場所に位置すると認められるもので、事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案の上適切な規模以下であること。</u> <u>(オ) 開発事業地が以下のいずれかの要件に該当すること。ただし、増築又は改築を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合にあってはこの限りでない。</u> a 基本集落内または産業集積地内であること。 b 基本集落等及び道路に接続していること。 c 産業集積地に隣接していること。	ウ 寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ｱ)～(エ)をすべて満たしているもの (ｱ) 市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む。）のものであること。 (ｲ) 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 (ｳ) 建築物の高さが10m以下であること。
(2) 店舗等 <u>主として地域住民の日常生活のために必要な店舗等であって、次の要件ア～カをすべて満たしているもの</u> ア 次のいずれかの事業又は施設に該当すること。 (ｱ) 一般飲食業、<u>小売業（飲食料品、医薬医療品・化粧品、衣料品、種苗・生花、書籍・文房具、機械器具、農耕用品、燃料（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳、その他日用品）、銀行の支店その他これらに類するもの</u> (ｲ) 理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、<u>損保代理店、宅地建物取引業の営業所、塾その他これらに類するもの</u>	(2) 業務・商業施設 <u>店舗、事務所等で、次の要件ア～キをすべて満たしているもの</u> ア 次のいずれかの事業又は施設に該当すること。 (ｱ) 一般飲食業、<u>飲食料品小売業、医薬医療品・化粧品小売業、衣料品小売業、種苗・生花小売業、書籍・文房具小売業、機械器具小売業、農耕用品小売業、燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）、家具・建具・畳小売業、自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道設備業</u> ※一部規定について、「(5) 工業・事業所等」へ移動 (ｲ) 理容業、美容業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所、<u>たばこ・喫煙具専門小売業、情報通信業、農林漁業団体事務所、農林漁業生活改善施設、各種学校・塾等</u> ※一部規定について、「(3) 事務所等」へ移動
イ 敷地面積が概ね500㎡以下（ア(ｱ)の事業に該当する場合は概ね1,500㎡以下）であること。<u>ただし、土地の区画形質の変更を伴わない場合にあってはこの限りでない。</u> ウ 建築物の延床面積が概ね200㎡以下（ア(ｱ)の事業に該当する場合は概ね300㎡以下）であること。<u>ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合にあってはこの限りでない。</u> エ 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 オ 建築物の高さが10m以下であること。 カ <u>開発事業地が以下のいずれかの要件に該当すること。ただし、増築又は改築を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合にあってはこの限りでない。</u> <u>(ｱ) 基本集落内又は産業集積地であること。</u> <u>(ｲ) 基本集落等から概ね50m以上離れない土地であること。</u>	イ 敷地面積が概ね500㎡以下（<u>上記アの</u>(ｱ)の事業に該当する場合は概ね1,500㎡以下）であること。 ウ 建築物の延床面積が概ね200㎡以下（<u>上記アの</u>(ｱ)の事業に該当する場合は概ね300㎡以下）であること。 エ 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 オ 建築物の高さが10m以下であること。 カ 基本集落内若しくは産業集積地内にあること、又は基本集落等から概ね50m以上離れない場所に立地すること。
(3) 事務所等 <u>主として地域住民の日常生活のために必要な事務所等であって、次の要件ア～カをすべて満たしているもの</u>	<u>キ 新築の建築物で、居住部分を併用する場合は、(1)イの(ｱ)～(オ)（条例の施行日前から存在する単独の戸建住宅の敷地内に限り(ｳ)、(エ)）の要件すべてを満たしていること。</u> ※当該規定について、「(1) 住宅」ウ(ｳ)へ移動

変更案	現行
<u>ア 税理士事務所、建築士事務所、情報通信業、農林漁業団体事務所その他これらに類するものであること</u> <u>イ 敷地面積が概ね 500 ㎡以下であること。ただし、土地の区画形質の変更を伴わない場合にあってはこの限りでない。</u> <u>ウ 建築物の延床面積が概ね 200 ㎡以下であること。ただし、増築又は解体を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合にあってはこの限りでない。</u> <u>エ 建蔽率が 60％以下で、かつ、容積率が 100％以下であること。</u> <u>オ 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>カ 開発事業地が以下のいずれかの要件に該当すること。ただし、増築又は改築を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合にあってはこの限りでない。</u> <u>（ア） 基本集落内又は産業集積地であること。</u> <u>（イ） 基本集落等から概ね 50m以上離れない土地であること。</u>	
<u>(4) 公共公益施設</u> 公共公益施設で、次の要件ア～エをすべて満たしているもの ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>（ア）教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他これらに類するもの。ただし、大学、高等専門学校、専修学校等は除く。）</u> <u>（イ）老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームその他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く（特別養護老人ホームはこの限りでない。）。</u> <u>（ウ）介護保険施設（訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設、居宅介護支援事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>（エ）児童福祉施設（保育所、児童厚生施設、地域子育て支援拠点事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>（オ）障がい福祉施設（放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>（カ）医療機関（診療所その他これらに類するもの。ただし、病院を除く。）</u> <u>（キ）準公益的施設（地区集会所、地区公民館その他これらに類するもの。）</u>	<u>(3) 公共公益施設</u> 公共公益施設で、次の要件ア～エをすべて満たしているもの ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>幼稚園、小学校及び中学校、保育所等、児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業に供する施設、診療所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設、地区集会所等、障害福祉サービス等に供する施設、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に供する施設</u>
<u>イ 建蔽率が 60％以下で、かつ、容積率が 100％以下であること。</u> <u>ウ 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>エ 開発事業地が以下のいずれかの要件に該当すること。ただし、増築又は改築を伴わずに既存の建築物の用途を変更する場合にあってはこの限りでない。</u> <u>（ア） 基本集落内であること。</u> <u>（イ） 基本集落等から概ね 50m以上離れない土地であること。</u>	<u>イ 建蔽率が 60％以下で、かつ、容積率が 100％以下であること。</u> <u>ウ 基本集落等から概ね 50m以上離れない場所に立地すること。</u> <u>エ 建築物の高さが 10m以下であること。</u>
<u>(5) 工場・事業所等</u> <u>ア 地域住民の日常生活の利便性向上に寄与する工場、事業所等で、次の要件（ア）～（ウ）を全て満たしているもの。</u> <u>（ア）自動車一般整備業、一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）、建設業、電気・ガス・熱供給・水道設備業、コインランドリーその他これらに類するものであること。</u> <u>（イ）以下のいずれかの要件に該当すること。</u> <u> a 産業集積地内であること、又は産業集積地に隣接していること。</u> <u> b 既存工場敷地であること。</u> <u> c 基本集落等の既存工場敷地に隣接し、かつ次の要件を全て満たしていること。</u> <u>（a）敷地面積が概ね 5,000 ㎡以下かつ隣接する既存工場敷地の面積（複数の既存工場敷地のまとまりに隣接する場合又は複数の既存工場敷地に隣接する場合は、当該既存工場等の敷地面積を合算した面積。以下同じ。）を超えないこと。</u>	<u>(4) 工業施設</u>

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
<u>(b) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>d 基本集落内又は基本集落等から概ね 50m以上離れない土地であって、かつ次の要件を全て満たしていること。</u> <u>(a) 敷地面積が概ね 1,500 ㎡以下であること。</u> <u>(b) 延床面積が概ね 300 ㎡以下であること。</u> <u>(c) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>(ウ) 建蔽率が 60%以下、容積率が 100%（産業集積地内にあつては 200%）以下であること。</u> <u>イ 市内または隣接自治体で産出される原料や農林水産物を使用する製造業で、次の要件(ア)～(ウ)を全て満たしているもの。</u> <u>(ア) 食品製造業、野菜・果実缶詰製造業、精穀・製粉業、製材業その他これらに類するものであること。</u> <u>(イ) 以下のいずれかの要件に該当すること。</u> <u>a 産業集積地内であること、又は産業集積地に隣接していること。</u> <u>b 既存工場敷地であること。</u> <u>c 既存工場敷地に隣接し、かつ次の要件を全て満たしていること。</u> <u>(a) 敷地面積が概ね 5,000 ㎡以下かつ隣接する既存工場敷地の面積を超えないこと。</u> <u>(b) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>d 基本集落内又は基本集落等から概ね 50m以上離れない土地であって、かつ次の要件を全て満たしていること。</u> <u>(a) 敷地面積が概ね 1,500 ㎡以下であること。</u> <u>(b) 延床面積が概ね 300 ㎡以下であること。</u> <u>(c) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>(ウ) 建蔽率が 60%以下、容積率が 100%（産業集積地内にあつては 200%）以下であること。</u> <u>ウ ア、イ以外の工場、事業所等で、次の要件(ア)～(ウ)を全て満たしているもの。</u> <u>(ア) 以下のいずれかの要件に該当すること。</u> <u>a 産業集積地内であること、又は産業集積地に隣接していること。</u> <u>b 既存工場敷地であること。</u> <u>c 既存工場敷地に隣接し、かつ次の要件を全て満たしていること。</u> <u>(a) 敷地面積が概ね 5,000 ㎡以下かつ隣接する既存工場敷地の面積を超えないこと。</u> <u>(b) 建築物の高さが 10m以下であること。</u> <u>(イ) 建築基準法別表第 2 (ぬ) 項第 1 号及び第 3 号の工場等にあつては、予定建築物の外壁又はこれに相当する工作物の外側から基本集落等（工場等の用に供されている土地及び工業地域又は工業専用地域の用途地域若しくは準用途地域を除く。）までの間に、概ね 50m以上の距離を確保すること。ただし、敷地が産業集積地内に位置する場合にあつてはこの限りでない。</u> <u>(ウ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%（産業集積地内にあつては 200%）以下であること。</u> <u>(6) その他</u> <u>ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの</u> <u>(ア) 高さが10m以下であること。</u> <u>(イ) 敷地面積が1,000㎡以下であること。</u> <u>(ウ) 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。</u> <u>イ 圃場整備事業等により非農用地設定がされた農地で、当該設定目的で利用するための施設で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの</u> <u>(ア) 高さが 10m以下であること。</u> <u>(イ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。</u> <u>ウ 太陽光発電施設<u>その他これに類するもの</u>で、敷地面積が200㎡以下のもの</u>	<u>工場、倉庫、事業所等で、次の要件ア、イをすべて満たしているもの</u> <u>ア 産業集積地内若しくは条例の施行日前から立地している工場の敷地内であること、又は産業集積地若しくは基本集落等の区域内の条例の施行日前から立地している工場、事業所等に隣接していること。</u> <u>イ 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%（産業集積地内にあつては 200%）以下であること。</u> <u>(5) その他</u> <u>ア 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの</u> <u>(ア) 高さが10m以下であること。</u> <u>(イ) 敷地面積が1,000㎡以下であること。</u> <u>(ウ) 建蔽率が60%以下で、かつ、容積率が100%以下であること。</u> <u>イ 圃場整備事業等により非農用地設定がされた農地で、当該設定目的で利用するための施設で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの</u> <u>(ア) 高さが 10m以下であること。</u> <u>(イ) 建蔽率が 60%以下で、かつ、容積率が 100%以下であること。</u> <u>ウ 太陽光発電施設で、敷地面積が200㎡以下のもの</u>

変更案	現行
田園環境区域の範囲  凡 例 - 田園環境区域 - 産業集積地 ※田園環境区域の範囲は、拠点市街区域、準拠点市街区域、田園居住区域、山麓保養区域、森林環境区域を除く行政区域の範囲とする。	田園環境区域の範囲  凡 例 - 田園環境区域 - 産業集積地 ※田園環境区域の範囲は、拠点市街区域、準拠点市街区域、田園居住区域、山麓保養区域、森林環境区域を除く行政区域の範囲とする。
5 山麓保養区域 (1) 住宅 ア 専用住宅で、次の要件(ア)～(エ)をすべて満たしているもの (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。 (イ) 複数区画の土地の造成を伴う場合にあっては、敷地面積が概ね 1,000 m²以下であること。 (ウ) 建蔽率が 20%以下で、かつ、容積率が 40%以下であること。 (エ) 建築物の高さが 10m以下であること。 イ 業務の用に供する部分を兼ねる場合にあっては、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしていること。 (ア) 新築の場合にあっては、アの要件をすべて満たしていること。 (イ) 予定建築物が兼用住宅の場合にあっては、当該部分の用途が(2)アまたは(3)アで掲げるものまたは建築基準法施行令第 130 条の 3 各号に掲げるものであること。 (ウ) 予定建築物が併用住宅の場合にあっては、当該部分の用途が(2)アまたは(3)アで掲げるものであること。 ウ 寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ア)～(オ)をすべて満たしているもの (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。 (イ) 市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む。）のものであること。 (ウ) 通勤等に合理的な場所に位置すると認められるもので、事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案の上適切な規模以下であるものであること。 (エ) 建蔽率が 20%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。 (オ) 建築物の高さが 10m以下であること	5 山麓保養区域 (1) 住宅 ア 戸建住宅で、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしているもの (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。 (イ) 建蔽率が 20%以下で、かつ、容積率が 40%以下であること。 (ウ) 建築物の高さが 10m以下であること。 イ 寄宿舍、寮、下宿で、次の要件(ア)～(オ)をすべて満たしているもの (ア) 1戸当りの敷地面積が概ね 500 m²以上であること。 (イ) 市内の工場、事業所の従業員（事業主も含む。）のものであること。 (ウ) 通勤等に合理的な場所に位置すると認められるもので、事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案の上適切な規模以下であるものであること。 (エ) 建蔽率が 20%以下で、かつ、容積率が 60%以下であること。 (オ) 建築物の高さが 10m以下であること

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
(2) 店舗・商業施設 <u>主として観光や保養を目的とする店舗または施設であって、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの</u> ア 一般飲食業種、小売業（観光土産品、地場産物）、宿泊施設、博物館（<u>動物園及び水族館を除く。</u>）<u>その他これらに類するもの</u>であること。 イ 建蔽率が40％以下で、かつ、容積率が60％以下であること。 ウ 建築物の高さが10m以下であること。	(2) 業務・商業施設 観光や保養を目的とする施設で、次の要件ア～エをすべて満たしているもの ア <u>次のいずれかの事業又は施設に該当すること。</u> <u>観光土産品小売業、地場産物小売業、一般飲食店、博物館^{注14}、宿泊施設^{注15}</u> イ 建蔽率が40％以下で、かつ、容積率が60％以下であること。 ウ 建築物の高さが10m以下であること。 エ <u>居住部分を併用する場合は、1戸当りの敷地面積が概ね500㎡以上であること。</u>
(3) 公共公益施設 公共公益施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>(ア) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームその他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く（特別養護老人ホームはこの限りでない）。）</u> <u>(イ) 介護保険施設（訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護施設その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>(ウ) 障がい福祉施設（放課後等デイサービス、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所その他これらに類するもの。ただし、居住または長期の入所を主たる目的とする施設を除く。）</u> <u>(エ) 医療機関（診療所その他これらに類するもの。ただし、病院を除く。）</u> <u>(オ) 準公益的施設（地区集会所、地区公民館その他これらに類するもの。）</u> イ 建蔽率が40％以下で、かつ、容積率が60％以下であること。 ウ 建築物の高さが10m以下であること。	(3) 公共公益施設 公共公益施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの ア 次のいずれかの施設に該当すること。 <u>診療所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設に限る）、老人福祉センター並びに小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に供する施設、地区集会所等、障害福祉サービス等に供する施設、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に供する施設</u> イ 建蔽率が40％以下で、かつ、容積率が60％以下であること。 ウ 建築物の高さが10m以下であること。
6 森林環境区域 (1) 住宅 ア 農家住宅又は分家住宅で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの (ア) 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 (イ) 建築物の高さが10m以下であること。 イ 専用住宅で、次の要件(ア)～(エ)をすべて満たしているもの (ア) 敷地面積が概ね300㎡以上であること。 (イ) 開発事業面積が概ね1,000㎡以下であること。 (ウ) 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 (エ) 建築物の高さが10m以下であること。 ウ <u>業務の用に供する部分を兼ねる場合にあっては、次の要件(ア)～(ウ)をすべて満たしていること。</u> <u>(ア) 新築の場合にあっては、ア又はイの要件をすべて満たしていること。</u> <u>(イ) 予定建築物が兼用住宅の場合にあっては、当該部分の用途が(2)アで掲げるものまたは建築基準法施行令第130条の3各号に掲げるものであること。</u> <u>(ウ) 予定建築物が併用住宅の場合にあっては、当該部分の用途が(2)アで掲げるものであること。</u> (2) 公共公益施設 <u>公共公益施設</u>で、次の要件<u>ア～ウ</u>をすべて満たしているもの ア 建築物の用途が<u>診療所、地区公民館または地区集会所</u>その他これらに類するものであること。 イ 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 ウ 建築物の高さが10m以下であること。 (3) その他 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの ア 高さが10m以下であること。 イ 敷地面積が500㎡以下であること。 ウ 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。	6 森林環境区域 (1) 住宅 ア 農家住宅又は分家住宅で、次の要件(ア)、(イ)をすべて満たしているもの (ア) 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 (イ) 建築物の高さが10m以下であること。 イ 戸建住宅で、次の要件(ア)～(エ)をすべて満たしているもの (ア) 敷地面積が概ね300㎡以上であること。 (イ) 開発事業面積が概ね1,000㎡以下であること。 (ウ) 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 (エ) 建築物の高さが10m以下であること。 (2) 公共公益施設 <u>診療所、地区集会所等</u>で、次の要件<u>ア、イ</u>をすべて満たしているもの ア 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。 イ 建築物の高さが10m以下であること。 (3) その他 農業、林業又は漁業の生産若しくは集荷用の施設、又は農業等の生産資材の貯蔵若しくは保管用の施設で、次の要件ア～ウをすべて満たしているもの ア 高さが10m以下であること。 イ 敷地面積が500㎡以下であること。 ウ 建蔽率が60％以下で、かつ、容積率が100％以下であること。

新旧対照表（安曇野市土地利用基本計画）

変更案	現行
	注釈 用語の定義等 ※冒頭「単語の定義」へ移動
附則 （略） 附 則（令和 7 年 12 月 xx 日改定） （施行期日） 1 本計画は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 改定後の本計画で定める基本区域及び開発事業の基準は、令和 8 年 4 月 1 日以後に条例第 18 条第 2 項の案が提出される開発事業に適用し、同日前に提出された開発事業については、なお従前の例による。	（略）
資料 用途地域・準用途地域内の建築物に係る制限の概要 （略）	参考資料 1 用途地域（準用途地域）内の建築物に係る制限概要 （略）